

日本農業工学会 会則

昭和59年6月30日制定
平成20年5月9日一部改正
平成23年5月11日一部改正

第1章 総則

第1条 本会は日本農業工学会(Japan Association of International Commission of Agricultural and Biosystems Engineering)と称する。

第2条 本会は事務所を東京都内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は農業工学に関する会員相互の協力により、農業工学及びその技術の進歩発達に資することを目的とする。

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各学会、協会の連絡・協力及びその総合活動
2. 内外の農業工学関係諸機関・団体及び個人との連絡
3. 講演会等の開催
4. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 会員を分けて、正会員・維持会員及び国際会員とする。

1. 正会員は、農業工学に関する学術団体とする。
2. 維持会員は、本会の目的に賛助する団体とする。
3. 国際会員は、正会員に属する個人であって、国際農業工学会に登録したものであるとする。

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

第7条 正会員で退会しようとするものは、その旨書面をもって届け出て理事会の承認を得るものとする。

2. 維持会員・国際会員が2年以上会費を滞納した場合は退会したものとみなす。

第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 理事若干名 監事2名
会長・副会長は理事とする。

第9条 会長は本会を代表し、会務を統べ、総会及び理事会の議長となる。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。

第11条 理事は会長を補佐し、会務を処理する。

第12条 監事は会計の状況及び理事の業務執行を監査する。

第13条 役員を選任は総会において行う。

第14条 役員任期は3年とし、更任期の定時総会までとする。ただし、辞任又は任期満了の役員は後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第15条 役員で欠員を生じ、補充の必要があるときは、第13条の規程により選任する。後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第5章 会議

第16条 会議を分けて総会・理事会とする。

第17条 総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。第

18条 総会は正会員および維持会員の推薦による代議員をもって組織する。

2. 代議員の定数及び任期は別に定める。

第19条 定時総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。

第20条 臨時総会は次の場合にこれを開く。

1. 理事会において必要と認めるとき
2. 代議員の5分の1以上から、会議目的である事項

を示して請求されたとき

3. 監事から請求されたとき

第21条 総会は会長がこれを招集し、少なくとも14日前に会議の目的である事項を書面をもって代議員に通知することを要する。

第22条 次の事項は総会に提出してその承認を得る。

1. 当該年度の予算
2. 貸借対照表・財産目録及び収支決算書
3. その他理事会において必要と認められた事項

第23条 次の事項を定時総会に報告する。

1. 前年度事業報告
2. 会員の状況
3. 業務及び会計監査の報告
4. その他理事会において必要と認められた事項

第24条 総会は代議員総数の2分の1以上の出席を必要とする。

ただし、欠席者も書面により又は委任により表決権を行使することができる。この場合出席者とみなす。

第25条 総会の議決は出席者の過半数をもって、これを決する。

可否同数の場合は議長がこれを定める。

第26条 理事会は会長が必要と認めるとき招集する。

ただし会長は理事現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された日から14日以内にこれを招集する。

第27条 理事会の定足数及び議決については第24条及び第25条を準用する。

第6章 会計

第28条 本会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、毎年会計年度開始前に、理事会・総会の議決を経て、行使する。

2. 前項の規定に係わらず、やむを得ない事情により同項に規定する総会を開催することができないときは、総会を省略することができる。この場合においては、翌会計年度開始後最初に開催される総会において、これに係わる承認を得なければならない。

第30条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録・貸借対照表及び収支決算書に監事の意見をつけ理事会の承認を受けて、定時総会に報告する。

2. 本会の収支決算に剰余金のあるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部、もしくは全部を基本財産に編入し、または、翌年に繰越すものとする。

第31条 基本財産は財産目録の基本財産の部に記載のうえ、確実なる方法により保管し、譲渡・交換または担保に供することはできない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、処分することができる。

第7章

第32条 この会則の変更は、理事会及び総会において各々の3分の2以上の議決を要する。

第33条 本会の解散は、理事会及び総会の4分の3以上の議決を要する。

付則

1. この会則の施行に必要な細則は、総会の議決で定める。細則には会員の入会・役員選出・理事の職務分担・役員会の規定・代議員の選任定数・会費の額等を規定する。

2. この会則は昭和59年6月30日から施行する。